静岡市青少年育成センターだより

令和7年度第4号

こども若者応援課 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1

:221-1474/過:221-9293/E-mail:wakamono@city.shizuoka.lg.jp
http://www.city.shizuoka.jp/kyoiku/s002344.html

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

令和3年4月に改定された『第3次子供·若者育成支援推進大綱』では、多様性・包摂性ある社会づくりや人権・権利の保障などの子供・若者の健全育成に関連する社会課題が指摘されました。 これらを解決するために次の5つを基本的な柱として、子供・若者育成支援を促しています。

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

また、令和6年6月には、『子ども・若者育成支援推進法』が改正されました。この改正により、 初めて「ヤングケアラー」という言葉が法律に明記され、本来大人が担う家事や家族の世話などを 日常的に行っているこどもや若者を支援することに法的な根拠を示すことになりました。

さらに、静岡県教育委員会が発表した、昨年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)では、公立小中学校の不登校児童生徒数は12年連続で過去最多が更新され、学校内外に青少年の居場所を一層整備する必要性が求められています。

これらの流れを受けて、本市でも青少年の健全育成について、市民の皆様へ広報・啓発を図り、 学校、地域など、関係機関・団体と連携し、次のような活動を実施しています。

1 広報啓発活動

(1)啓発リーフレットの配布

こども・若者の未来について考えてみませんか? と投げかける「子供・若者育成支援推進強調 月間」啓発リーフレット(裏面)を以下の方法で配布・配信しました。

- ①市内小中学生の保護者へ配信。
- ②11月4日(火)JR草薙駅北口・南口にて街頭キャンペーンにより市民に配布。 (清水区各地区青少年育成推進委員会や静岡サレジオ中学校、清水第四中学校の生徒の皆さん、





(2)横断幕、懸垂幕の設置

市役所静岡庁舎・清水庁舎に横断幕を、蒲原支所に懸垂幕を設置しました。

2 各種大会

- (1) **青少年健全育成推進大会の実施**(講演会、街頭パレード、青少年の主張など) ※中学校区青少年健全育成会、地区青少年育成推進委員会による開催
- (2)子供・若者育成支援強調月間静岡県大会の視察【11/22(土)牧之原市相良総合センターい~ら】

親・家族 として

こどもが学校へ行けないとき… (不登校)

静岡市では教育支援センターを設置し、不登校児童等に対し、生活および学習に係る相談 および指導等を行うことにより、将来の社会的な自立を目指して支援しています。

教育支援センター

「ふれあい教室」 「かがやく教室」 「はばたく教室」

の3教室あります。

「ふれあい教室」「かがやく教室」 「はばたく教室」には、

自分で一歩を踏み出す チャンスがあります!



詳しくは

ちらから

https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/s002324.html

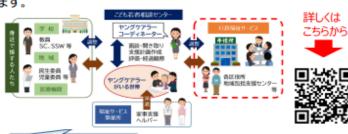
静岡市ではヤングケアラー支援を実施しています

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている、家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことを言います。

【対象】

39歳までのこども・若者 【支援内容】

- ヤングケアラー・コーディネーターによる相談や訪問による支援
- ヤングケアラーを支援する職員向け研修会の開催
- ヤングケアラー世帯へ家事支援等のヘルパー派遣
- ・居場所支援(ピアサポート事業)



ヤングケアラー支援の流れ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/ s002330.html

地域の 大人として

こども・若者の変化で 気になることはありませんか?



児童虐待

「近所に気になるこどもがいる」 「いつもと違う」「何か不自然だ」 と気づいたら行動を! みんなで 児童虐待を防止しましょう。 地域のこども・若者 に声をかけ、みんな で見守る地域づくり を進めましょう!

非行問題

こどもの服装・持ち物や行動に変 化はありませんか。非行防止は 未然防止が大切です。みんなで 非行防止に努めましょう。



地域のこども・若者のささいな変化に気づき、深刻化する前に支援の手を差し伸べることができます。